

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 4 年 12 月 2 日 〕
〔 4 水 港 第 2030 号 〕

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

1-13- (1) 水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援

(1) 事業の目的

生産現場において、近年技術革新が著しいICT・IoT・AI等の情報技術を活用した海洋観測機器やドローン・ロボット等のスマート機械等の導入を進めることで、生産性の向上に加え、得られるデータを利活用し資源評価の高度化につなげる取組を支援することを目的とする。

(2) 事業の内容

ア スマート水産機械等導入利用支援

生産現場へのICT・IoT・AI等の情報技術を活用したスマート機械等を利用したサービスの提供やグループ等でのスマート化への取組に必要な機械等の導入利用に必要な支援を行う。

イ 事業運営事務

事業実施主体が設置する学識経験者、有識者、専門家等で構成する審査委員会において、対象機械等の選定と助成基準を策定するほか、上記の事業について、民間団体等から提出される助成金の申請等の受付・承認、助成金の交付その他当該補助事業の運営及び指導監督を行う。

(3) 定義

1-13- (1) におけるそれぞれの用語の定義については、次のとおりとする。

ア 漁業者

漁業又は養殖業を行う経営体（個人又は法人）とする。

イ 事業実施者

(4)に定める事業実施主体に直接又は事業実施機関を通じてスマート水産機械等導入利用計画を提出し、承認された計画に基づき事業を実施する者であって、別表1において事業メニューごとに定めるものとする。

ウ 事業実施機関

事業実施機関は、次のいずれかに掲げる者であって、別表1の(2)及び(3)に掲げる事業において、事業実施者からの助成金の申請等のとりまとめ、助成金の交付その他事業の推進にあたり必要な指導、検討等を行うものとする。

(ア) デジタル化推進協議会等の協議会

令和2年度第3次補正予算又は令和3年度補正予算において措置した漁獲情報デジタル化推進事業によって設立されたデジタル化推進協議会（行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成される、地域ごとに漁獲情報収集等のデジタル化を推進する任意団体）

(イ) 漁業協同組合連合会又は漁業協同組合

(ウ) 漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会

(エ) その他、代表者、目的、意思決定機関及び意思決定方法を含んだ規約を有し、本事業を確実かつ適正に実行することが可能な団体であると水産庁長官が認めるもの

エ 水産業支援サービス

別表3に掲げるサービスとする。

(4) 事業実施主体

事業実施主体は、助成の対象とする機械等の選定並びに事業実施機関及び事業実施者の申請の受付及び承認を行うとともに、交付等要綱別表1に掲げる事業について、助成金の申請等の受付及び承認、助成金の交付その他事業の運営及び指導監督を行うものとする。

(5) 事業実施機関

ア 助成金の交付申請

(ア) 事業実施機関は、事業に要する経費について助成金の交付を受けようとする場合は、別記様式第1号に定める交付申請書により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、別記様式第2号により、予算の範囲内において助成金の交付決定を行うことができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付すことができるものとする。

(ウ) (ア)に定める交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に定める日までとする。

(エ) 事業実施機関は、(イ)で交付決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、別記様式第3号により助成金変更承認申請書を作成し、(ア)及び(イ)に準じて処理するものとする。ただし、補助対象経費の増又は補助対象経費の3割を超える減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場

合は、事前に事業実施主体と協議の上、速やかに事業実施主体へ報告することで足りるものとする。

イ 助成金の交付

事業実施主体は、次に定めるところにより、事業実施に必要な経費について、予算の範囲内において事業実施機関に交付するものとする。

(ア) 交付決定を受けた事業実施機関が概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第4号により概算払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の提出があった場合には、審査の上、適当であると認められるときは助成金を交付するものとする。

(ウ) 事業実施機関は、事業終了後遅延なく、別記様式第5号の事業実施機関実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(エ) 事業実施主体は、実績報告書の提出があった場合には、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、事業実施機関に通知した上で助成金を交付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、事業実施機関に対する支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(カ) (オ)の返還は、事業実施主体が事業実施機関に助成金の返還を命令した日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならないものとする。

(6) 助成の対象とする機械等の選定

ア 本事業の助成の対象とする機械等は、ICT技術等を活用して漁業・養殖業の生産性の向上・効率化に資する機械等のうち、次の要件のいずれかを満たすものとする。

(ア) 漁業において、水温、塩分、潮流、漁獲量、入網状況等のデータや漁海況・操業データ等を収集・活用し、操業の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの

(イ) 養殖業において、水温、塩分、潮流、養殖魚の摂餌状況等のデータ等を収集・活用し、養殖生産物の生育状況・環境の把握、給餌量の調整及び最適化など、生産活動の効率化や省エネ・省力化といった生産性の向上のために活用するもの

(ウ) その他ICT、IoT等の先端技術を活用し、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立の実現に資するもの

イ 事業実施主体は、外部の有識者を含む選定委員会を設置して、アの要件を満たす機械等を募集・選定し、水産庁長官の承認を受けるものとする。助成対象の機械等を変更する場合も同様とする。

(7) 補助対象経費

ア 交付等要綱別表1に掲げる経費のうち補助対象経費となるものの範囲は、別表4に掲げるとおりとする。ただし、機器実装費については、次に掲げる要件を満たすこととする。

(ア) (6)のイにより水産庁長官の承認を受けた機械等であること。

(イ) 新品であること。

(ウ) 利用期間が法定耐用年数以上であるものであること。

(エ) 本事業で導入する機械等において、そのシステムサービスの提供者が利用者からデータ等を取得しようとするときは、個人情報に配慮するとともに、必要に応じて、データの帰属やデータの利用範囲について定めた契約を利用者との間に結ぶこと。

(8) 目標及び目標年度

ア 目標

事業実施者は、事業の内容及びメニューに応じたスマート水産機械等導入利用計画について、別表5によるスマート化に関する目標

を設定するものとする。

イ 目標年度

アに掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

(9) 採択基準

ア 事業実施主体が設置する学識経験者、有識者、専門家等で構成する審査委員会において、助成基準を策定する。

イ 事業実施主体は、事業実施者により記載された成果目標について確認するとともに、策定した助成基準に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施が確保されることについて審査を行う。

ウ スマート水産機械等導入利用計画の採択に当たっては、(6)に基づき選定された機械等を用いてデータを収集・活用し、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資する取組を行うものについて、優先的に採択するものとする。

(10) 事業実施手続

ア 助成の申請

(ア) 水産業支援サービス導入タイプ

- a 事業実施者は、別記様式第6号により助成金の交付申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- b 事業実施主体は、別記様式第6号のスマート水産機械等導入利用計画の内容について、(9)の採択基準に基づき審査を行い、採択を決定した場合は、事業実施者に対して別記様式第7号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- c 事業実施者は、bで交付決定を受けた内容を変更(イに定める重要な変更に限る。)し、中止し、又は廃止する場合は、別記様式第8号により助成金変更等承認申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。なお、提出以降の処理は、bに準じて行うものとする。

(イ) 漁業者グループ等導入利用タイプ及び共同利用タイプ

- a 事業実施者は、別記様式第6号により助成金の交付申請書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。
- b 事業実施機関は、aの交付申請書のうちスマート水産機械等導入利用計画等の内容について確認し、適切と認められた場合には、別記様式第1号により事業実施主体へ交付申請書を提出するものとする。
- c 事業実施主体は、bにより提出された交付申請書等の内容について、(9)の採択基準に基づき審査を行い、採択を決定した場合は、事業実施機関に対して別記様式第2号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- d 事業実施機関は、cの通知に基づき、事業実施者に対し別記様式第7号により助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- e 事業実施者は、dで交付決定を受けた内容を変更(イに定める重要な変更に限る。)、中止又は廃止する場合は、別記様式第8号により助成金変更等承認申請書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。なお、提出以降の処理は、bからdまでに準じて行うものとする。

イ 重要な変更

アの(ア)c及び(イ)eに定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(ア) スマート化についての目標の変更

(イ) 補助対象経費の増又は補助対象経費の3割を超える減

ウ 事業の報告及び助成金の精算払

(ア) 水産業支援サービス導入タイプ

- a 事業実施者は、事業終了後、別記様式第9号によりスマート水産機械等導入利用助成金実績報告書を作成し、事業実施主体に助成金の交付を申請するものとする。
- b 事業実施主体は、aのスマート水産機械等導入利用実績報告書等の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に対して別記様式第10号により通知し、助成金を交付するものとする。

(イ) 漁業者グループ等導入利用タイプ及び共同利用タイプ

- a 事業実施者は、事業終了後、別記様式第9号によりスマート水産機械等導入利用助成金実績報告書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。
- b 事業実施機関は、aのスマート水産機械等導入利用助成金実績報告書が適切と認められた場合には、事業実施主体に提出するものとする。
- c 事業実施主体は、bにより提出された実績報告書等の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、事業実施機関に対して別記様式第11号により通知し、助成金を交付するものとする。
- d 事業実施機関は、助成金の額の確定通知等があった場合には、事業実施者に対してその旨を通知し、助成金を交付するものとする。

エ 助成金の概算払

(ア) 水産業支援サービス導入タイプ

- a 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第12号により概算払請求書を作成し、事業実施主体へ請求するものとする。
- b 事業実施主体は、aによる概算払請求書を確認し、必要があると認められた場合は、助成金の交付を行うことができるものとする。

(イ) 漁業者グループ等導入利用タイプ及び共同利用タイプ

- a 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第12号により概算払請求書を作成し、事業実施機関へ提出するものとする。

- b 事業実施機関は、提出された助成金の交付申請書が適切と認められる場合には、事業実施主体へ提出するものとする。
- c 事業実施主体は、bによる概算払請求書を確認し、必要があると認められた場合は、助成金の交付を行うことができるものとする。

(11) 事業実施状況の報告等

ア 報告

- (ア) 水産業支援サービス導入タイプの場合、事業実施者は、別記様式第13号により成果目標達成状況報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (イ) 漁業者グループ等導入利用タイプ及び共同利用タイプの場合、事業実施者は、別記様式第13号により成果目標達成状況報告書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。
- (ウ) 事業実施機関は、(イ)の報告書の内容についてとりまとめ、別記様式第14号により事業実施主体へ提出するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、事業実施者が(10)のアの助成申請時にスマート水産機械等導入利用計画において設定した成果目標等の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末までに別記様式第15号により事業実施状況報告書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業成果の評価

水産庁長官が、事業実施主体からアの規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じ、事業実施主体に対し指導及び助言するものとする。

(12) その他

事業実施主体は、事業を適切に実施するための助成要領を定めるものとする。

別表1 (2)、(3) 関係

事業メニュー	事業実施者	採択要件	補助率	補助額上限
(1) 水産業支援サービス導入タイプ	次に掲げる者とする。 (1) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 (2) 民間団体(別表3に掲げる水産業支援サービス事業のいずれかを実施した実績を有し、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等とする。) (3) 民間企業(別表3に掲げる水産業支援サービス事業のいずれかを実施した実績を有すること。)	事業実施者が、機械等(本事業によって導入する機械等。以下同じ。)を用いた水産業支援サービスを提供することで、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかの向上が見込まれること。 (1) 事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の数 (2) 事業実施者の提供する水産業支援サービスを利用する漁業者の生産性	1/2以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合にあっては、2/3以内	補助率1/2以内の場合には最大1,000万円、補助率2/3以内の場合には最大1,500万円とする。
(2) 漁業者グループ等導入利用タイプ	次に掲げる者とする。 (1) 漁業者グループ(3者以上の漁業者により構成されるグループとする。) (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) グループを構成する者の機械等の導入利用台数が合計3台以上であること (2) グループを構成する	1/2以内 ただし、導入する機械等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等	補助率1/2以内の場合には最大1,000万円、補助率2/3以内の場合には最大1,500万円とする。

	<p>生産組合(導入する機械等により裨益する漁業者が3名以上存すること。)</p> <p>(3) 漁業者を直接又は間接の構成員とする団体(法人に限り、導入する機械等により裨益する漁業者が3名以上存するものとする。)</p> <p>(4) その他水産庁長官が適当と認めた団体(法人に限り、導入する機械等により裨益する漁業者が3名以上存するものとする。)</p>	<p>全ての者の生産性の向上が見込まれること(事業実施者が団体の場合には、裨益する全ての漁業者について、生産性の向上が見込まれること)</p>	<p>の試験研究機関に提供する場合にあっては、2/3以内</p>	
(3) 共同利用タイプ	<p>次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 漁業者グループ(3者以上の漁業者により構成されるグループとする。)</p> <p>(2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合(導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上存すること。)</p> <p>(3) 漁業者を直接又は間接の構成員とする団体(法人に限り、導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上存するものとする。)</p> <p>(4) その他水産庁長官が適当と認めた団体(法人に限り、導入する機械等により裨益する漁業者が3者以上存するものとする。)</p>	<p>次に掲げる要件(1)及び(2)を全て満たすこと。</p> <p>(1) 機械等を複数の漁業者で共同利用すること。</p> <p>(2) 機械等を共同利用する全ての者の生産の向上が見込まれること</p>	1/2以内	100万円

別表2(2)、(5)関係

事業メニュー	事業の内容
(1) 水産業支援サービス導入タイプ	水産業支援サービスの提供を目的とした機械等の導入利用を行うもの
(2) 漁業者グループ等導入利用タイプ	漁業者グループ等構成員のスマート化を行うための機械等の導入利用を行うもの
(3) 共同利用タイプ	スマート水産業の推進を目的とする複数の事業実施者により機械等を共同利用する取組

別表3（（3）関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受託型	漁業者が行う作業を代行する取組	
機械設備提供型	漁業者が使用する水産業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって漁業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする漁業現場に作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	水温、塩分、潮流等の海洋環境や漁獲量等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき漁業者に情報提供・助言等を行う取組	
その他	上記に当てはまらない水産業支援サービスを漁業者に提供する取組	事前に水産庁と協議し、承認を得ることとする。

別表4（（7）関係）

区分	補助対象経費
1 スマート水産機械等導入利用支援費	
（1）水産業支援サービス導入タイプ	機器実装費
（2）漁業者グループ等導入利用タイプ	機器実装費
（3）共同利用タイプ	機器実装費
2 事業運営事務費	人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、消耗品費、役務費、委託費、その他

別表5（（8）関係）

事業別項目	
1 水産業支援サービス導入タイプ	<p>①本事業により導入する機械等の受益者数（利用者数の目標値） ②本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標） ③本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用することによる受益者側の効果 ※以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容を記入する。</p> <p>（項目） ・省人・省力化 ・省エネ ・省コスト ・その他の効率化 ・資源管理への取組 ・漁場改善への取組</p>
2 漁業者グループ等導入利用タイプ	<p>①導入する機械等の数 ②本事業により導入する機械等の利用者数 ③本事業により導入する機械等を活用することによる効果 ※以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容を記入する。</p> <p>（項目） ・省人・省力化 ・省エネ ・省コスト ・その他の効率化 ・資源管理への取組 ・漁場改善への取組 ・地域連携に関する取組</p>

<p>3 共同利用タイプ</p>	<p>①本事業により導入する機械等の利用者数 ②本事業により導入する機械等を活用することによる効果 ※以下の項目の中で該当するものについてその具体的内容を記入する。</p> <p>(項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省人・省力化 ・省エネ ・省コスト ・その他の効率化 ・資源管理への取組 ・漁場改善への取組 ・地域連携に関する取組
------------------	--

1-13- (1) 水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援

別記様式第1号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13- (1) の(5) のアの(ア)及び(10)のアの(イ)のbの規定に基づき、助成金 円の交付を申請する。

記

第1 組織の概要

- 1 名称
- 2 構成員

第2 事業の目的

第3 スマート水産機械等導入利用助成金の交付申請状況

事業メニュー	申請件数	助成金交付 申請額の計	備考
漁業者グループ等導入利用タイプ			
共同利用タイプ			
合計			

第4 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区分	補助事業に 要する経費 又は事業に 要した経費 〔 〕	負担区分		備考
		助成金	自己負担金等の助成 金以外による負担金	
1 スマート水産機械等導入利用 支援費				
2 事業運営事務費				
計				

(注) 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第5 添付資料

第3の交付申請状況について、別添による申請内容の一覧及び事業実施者から提出された別記様式第6号を添付すること。また、第4の経費の配分に記載された事項について、事業運営事務費を計上する場合はその積算の基礎を添付すること。

(別添)

スマート水産機械等導入利用助成金申請一覧

事業実施機関名

(単位：円)

整理番号	事業実施者名	代表者氏名	助成金交付申請額
計			

(注) 「整理番号」は別記様式第6号の事業実施機関整理番号と一致させる。

別記様式第2号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援 助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施機関名
代表者 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け(番号)で申請のあった水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援に係る助成金について、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の1-13-(1)の(5)のアの(イ)及び(10)のアの(イ)の規定に基づき、通知する。

記

1 審査結果

(単位：円)

事業メニュー	申請件数	助成金交付 決定件数	助成金交付 決定額の計
漁業者グループ等導入利用タイプ 共同利用タイプ			
合 計			

2 交付決定額

区分	助成金交付 決定額
1 スマート水産機械等導入利用支援費	
2 事業運営事務費	
合 計	

3 添付資料

別添による審査結果一覧を添付すること。

(別添)

スマート水産機械等導入利用助成金審査結果一覧

事業実施機関名

漁業者グループ等導入利用タイプ

(単位：円)

整理 番号	事業実施者名	代表者氏名	審査結果	助成金交付決定額
計				

共同利用タイプ

(単位：円)

整理 番号	事業実施者名	代表者氏名	審査結果	助成金交付決定額
計				

(注) 「整理番号」は別記様式第6号の事業実施機関整理番号と一致させる。

別記様式第3号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
事業実施機関助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援について、下記のとおり事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（5）のアの（エ）の規定に基づき、申請する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、承認を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

別記様式第4号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
概算払請求書

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で助成金の交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（5）のイの（ア）の規定に基づき、金 円を概算払によって交付されたく請求する。

区分	補助事業に要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残額	
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
合計								

別記様式第5号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
事業実施機関実績報告書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施機関名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で助成金の交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援事業実施機関助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（5）のイの（ウ）の規定に基づき、報告する。

また、併せて助成金の精算額金 円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は助成金変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第6号

事業実施機関 整理番号	
----------------	--

〔※水産業支援サービス導入
の場合は不要〕

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
（〇〇〇タイプ）スマート水産機械等導入利用助成金交付申請書

(番 号)
年 月 日

事業実施機関名
代表者 殿

〔※水産業支援サービス導入タイプの場合は以下
事業実施主体名
代表者 殿〕

住所
団体又は漁業者グループ名
代表者氏名

※水産業支援サービス導入タイプの場合は以下
 住所
 事業実施者名
 代表者氏名

水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援に係る助成金の交付について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（10）のアの規定に基づき、下記のとおり、助成金 円の交付を申請する。

記

1 助成金の額

区 分	必要な助成金の額	概算払	備 考
		有・無	

（注1）区分には、運用通知別表2の「事業メニュー」のうち、助成を申請する項目毎に記載すること。
 （注2）概算払有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を記載すること。

2 スマート水産機械等導入計画の内容

別添のとおり

（別添1）※水産業支援サービス導入タイプの場合

スマート水産機械等導入利用計画（水産業支援サービス導入タイプ）

1 事業実施者の概要

（ふりがな）	（ ）	代表者	役職名	
事業実施者の名称			氏名	
主たる事務所の所在地		事業担当者	役職名	
			氏名	
		連絡先	電話番号	
E-mail				
事業実施場所（住所）		設立年月日		
		常時使用する従業員数		
		事業実施者の類別		

2 事業実施内容

（1）スマート水産機械等を導入する理由・背景

※現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。
 ※取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

（2）取組内容

取組内容
※導入するスマート水産機械等をいつ、どのように利用するか記載してください。 ※資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組に「該当する」を選択した場合に

は、導入するスマート水産機械等を用いて行う資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組を具体的に記載してください。

資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組

該当する 該当しない

(3) 導入するスマート水産機械等を活用した国等の試験研究機関との連携 有 無

①連携先の試験研究機関

- ・機関名
- ・所在地
- ・担当者連絡先（電話番号、E-mail）

②連携の内容

※試験研究機関に提供するデータの内容、提供頻度、提供期間等について記載してください。

※連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

(4) 導入するスマート水産機械等

機械等名	規格・形式	台数	事業費計	負担区分		備考
				助成金	その他	

(注) 備考欄には、事業実施主体が示す補助対象機械等の一覧中の登録番号を記載してください。

(5) スマート化に関する目標

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスの受益者数（利用者数の目標値）について、具体的な目標を記載してください。

具体的目標

(注) 必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用可能な地理的範囲（水産業支援サービスの展開範囲の目標）について、具体的な目標を記載してください。

具体的目標

(注) 同一市町村内、都道府県内、複数市町村、都道府県への展開が分かるように記載すること。必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

本事業により導入する機械等を用いた水産業支援サービスを利用することによる受益者側の効果に該当する項目①～⑥から選択し、具体的な目標を記載してください。（複数項目の目標設定可）

(項目)

- ① 省人・省力化 ②省エネ ③省コスト ④その他の効率化 ⑤資源管理への取組 ⑥漁場改善への取組

項目	具体的目標

(注) 必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
スマート水産機械導入等利用支援 水産業支援サービス導入タイプ				
計				

(注) 水産業支援サービス導入タイプの補助対象経費について、補助率2/3の適用を申請する場合には、備考欄に「補助率2/3」と記載してください。

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

※3の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください（経費の費目については、運用通知別表4の補助対象経費が分かるように記載してください）。機器実装費については、調達先が作成する見積書も添付してください。

※その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

(別添2) ※漁業者グループ等導入利用タイプの場合

スマート水産機械等導入利用計画（漁業者グループ等導入利用タイプ）

1 事業実施者の概要

※事業実施者が漁業者グループの場合

漁業者グループ名		
代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	電話番号： E-mail：
構成員数	※代表者も含むグループ構成員の人数を記入ください。	

漁業者グループ構成員詳細 ※代表者も含め、グループ構成員全員について記入ください。

氏 名	漁業種類	所属漁協 (又は事業所名・住所)

※漁協に所属しない場合は、自宅住所又は事業所の名称・住所を記入ください。

※事業実施者が漁業者グループ以外の場合

事業実施者名		
代表者		
住所		
事業 担当者	役職・氏名	
	連絡先	電話番号： E-mail：

導入する機械等の利用漁業者一覧 ※導入する機械等を実際に利用する漁業者について記入ください。

氏名	漁業種類

2 事業実施内容

(1) スマート水産機械等を導入する理由・背景

※現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。

※取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

(2) 取組内容

取組内容
<p>※導入するスマート水産機械等をいつ、どのように利用するか記載してください。</p> <p>※資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組に「該当する」を選択した場合には、導入するスマート水産機械等を用いて行う資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組を具体的に記載してください。</p>

資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組

- 該当する 該当しない

スマート水産技術の新規性について（導入する機械等のこれまでの利用状況）

- 既に本事業により導入する機械等を利用しており、本事業により取組を拡大するもの。
 新たに本事業に導入する機械等を利用するもの。

導入する機械等を生産現場において実際に使用する人数

(3) 導入するスマート水産機械等を活用した国等の試験研究機関との連携 有 無

①連携先の試験研究機関

- ・機関名
- ・所在地
- ・担当者連絡先（電話番号、E-mail）

②連携の内容

※試験研究機関に提供するデータの内容、提供頻度、提供期間等について記載してください。

※連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

(4) 導入するスマート水産機械等

機械等名	規格・形式	台数	事業費計	負担区分		備考
				助成金	その他	

--	--	--	--	--	--	--

(注) 備考欄には、事業実施主体が示す補助対象機械等の一覧中の登録番号を記載してください。

(5) スマート化に係る目標

本事業により導入する機械等を活用することによる効果に該当する項目①～⑦から選択し、具体的な目標を記載してください。(複数項目の目標設定可)

(項目)

①省人・省力化 ②省エネ ③省コスト ④その他の効率化 ⑤資源管理への取組 ⑥漁場改善への取組 ⑦地域連携への取組

項目	具体的内容

(注) 必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
スマート水産機械等導入利用支援 漁業者グループ等導入利用タイプ				
計				

(注) 漁業者グループ等導入利用タイプの補助対象経費について、補助率2/3の適用を申請する場合には、備考欄に「補助率2/3」と記載してください。

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

※3の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください(経費の費目については、運用通知別表4の補助対象経費が分かるように記載してください)。機器実装費については、調達先が作成する見積書も添付してください。

※その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

(別添3) ※共同利用タイプの場合

スマート水産機械等導入利用計画 (共同利用タイプ)

1 事業実施者の概要

※事業実施者が漁業者グループの場合

漁業者グループ名		
代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	電話番号： E-mail：
構成員数		※代表者も含むグループ構成員の人数を記入ください。

漁業者グループ構成員詳細 ※代表者も含め、グループ構成員全員について記入ください。

氏名	漁業種類	所属漁協 (又は事業所名・住所)
		※漁協に所属しない場合は、自宅住所又は事業所の名称・住所を記入ください。

※事業実施者が漁業者グループ以外の場合

事業実施者名		
代表者		
住所		
事業 担当者	役職・氏名	
	連絡先	電話番号： E-mail：

導入する機械等の利用漁業者一覧 ※導入する機械等を実際に利用する漁業者について記入ください。

氏名	漁業種類

2 事業実施内容

(1) スマート水産機械等を導入する理由・背景

※現在の取組内容とスマート水産機械等を導入する理由・背景を記載してください。

※取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

(2) 取組内容

取組内容
※導入するスマート水産機械等いつ、をどのように利用するか記載してください。 ※資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組に「該当する」を選択した場合には、導入するスマート水産機械等を用いて行う資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組を具体的に記載してください。

資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化（又は養殖業成長産業化）に資する取組

- 該当する 該当しない

スマート水産技術の新規性について（導入する機械等のこれまでの利用状況）

- 既に本事業により導入する機械等を利用しており、本事業により取組を拡大するもの。
 新たに本事業に導入する機械等を利用するもの。

導入する機械等を生産現場において実際に使用する人数

(3) 導入するスマート水産機械等を活用した国等の試験研究機関との連携 有 無

①連携先の試験研究機関

- ・機関名
- ・所在地
- ・担当者連絡先（電話番号、E-mail）

②連携の内容

- ※試験研究機関に提供するデータの内容、提供頻度、提供期間等について記載してください。
- ※連携先の試験研究機関との間で協定書等を締結する場合には、その協定書等を添付してください。

(4) 導入するスマート水産機械等

機械等名	規格・形式	台数	事業費計	負担区分		備考
				助成金	その他	

(注) 備考欄には、事業実施主体が示す補助対象機械等の一覧中の登録番号を記載してください。

(5) 成果目標

本事業により導入する機械等を活用することによる効果に該当する項目①～⑦から選択し、具体的な目標を記載してください。（複数項目の目標設定可）

(項目)

- ①省人・省力化 ②省エネ ③省コスト ④その他の効率化 ⑤資源管理への取組 ⑥漁場改善への取組 ⑦地域連携への取組

項目	具体的内容

(注) 必要に応じて算定の根拠の資料を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		助成金	その他	
スマート水産機械等導入利用支援 共同利用タイプ				
計				

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

※3の経費の配分に記載された事項について、積算の基礎を添付してください（経費の費目については、運用通知別表4の補助対象経費が分かるように記載してください）。機器実装費については、調達先が作成する見積書も添付してください。

※その他、事業実施主体が指定する資料を添付してください。

別記様式第7号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
スマート水産機械等導入利用助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者
代表者 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援に係る助成金について下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（10）のAに基づき、通知する。

（注）（10）のA（イ）dの場合においては、「事業実施主体」を「事業実施機関」に読み替えるものとする。

別記様式第8号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
（（〇〇〇タイプ）スマート水産機械等導入利用助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

（番 号）
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け（番号）で交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援について、下記のとおり事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（10）のAの規定に基づき、申請する。

記

1 変更（中止又は廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付資料

「スマート水産機械等導入利用計画」（別記様式第6号の別添）について、変更点が分かるように記載し、添付すること（承認を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を二段書きにし、変更前に二重取消線を付し、下段に変更後を記載すること。当該変更の対象外となる事項については省略する）。

その他、事業実施主体が指定する資料を添付すること。

(注) (10) のア (イ) eの場合においては、「事業実施主体」を「事業実施機関」に読み替えるものとする。

別記様式第9号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
スマート水産機械等導入利用助成金実績報告書

(番 号)
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援スマート水産機械等導入利用助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-(1)の(10)のウに基づき、報告する。

また、併せて助成金の精算額金 円の交付を請求する。
記

1 事業の概要

2 スマート水産機械等導入実績

導入日	導入機械等の内容 (名称・型式等)	導入数量	備考

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備考
		助成金(A)	その他(B)	
合 計				

(注) 「区分」の欄には運用通知別表2に定める事業メニューを記載すること。

4 事業完了年月日

5 精算払請求額

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額 (a) - {(b) + (c)}	備考
合計					

(注) 「区分」の欄には運用通知別表2に定める事業メニューを記載すること。

6 添付資料

- (1) 区分毎の経費の内訳を記載した資料(運用通知別表4の補助対象経費毎に記載)及びその証拠書類(領収書の写し等)
- (2) 導入した機器等の設置状況写真
- (3) その他、事業実施主体が指示する書類等

(注) (10) のウ (イ) aの場合においては、「事業実施主体」を「事業実施機関」に読み替えるものとする。

別記様式第10号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
スマート水産機械等導入利用助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

事業実施者名
代表者 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け(番号)で提出のあった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
スマート水産機械等導入利用助成金実績報告書の内容を確認した結果、助成額は金 円に確定したので、水産関係
民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の1-13-
(1)の(10)のウに基づき、通知する。

なお、精算額として、金 円を別途交付するので、併せて通知する。

別記様式第11号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
スマート水産機械等導入利用助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

事業実施機関名
代表者 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け（番号）で提出のあった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援スマート水産機械等導入利用助成金実績報告書の内容を確認した結果、下記のとおり助成額を確定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（10）のウの（イ）に基づき、別添のとおり通知するので、事業実施者に伝達ありたい。

また、本件に係る精算額として、金 〇〇〇〇〇〇 円を別途送金するので、事業実施者に支払いありたい。

記

1 確定した助成額 (単位：円)

区分	助成額 (確定額)	精算額
合計		

2 確定した助成額金のうちスマート水産機械等導入利用支援費の状況額の確定の状況

(単位：円)

事業実施者名	代表者氏名	助成額 (確定額)	精算額

別記様式第12号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
スマート水産機械等導入利用助成金概算払請求書

(番 号)
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援スマート水産機械等導入利用助成金について、下記のとおり概算払により交付されたく、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（10）のエに基づき、請求する。

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額 (a) - {(b) + (c)}	備考
合計					

(注1) 「区分」の欄には運用通知別表2に定める事業メニューを記載すること。

(注2) (10)のエ(イ)の場合においては、「事業実施主体」を「事業実施機関」に読み替えるものとする。

別記様式第13号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
成果目標達成状況報告書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け(番号)で交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の1-13-(1)の(11)のAの規定に基づき下記のとおり報告する。

1 成果目標に対する実績

項目	成果目標(具体的目標)	達成状況

(注1) 適宜根拠となる資料を添付すること。

(注2) 実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も記載すること。

(注3) (11)のA(イ)の場合においては、「事業実施主体」を「事業実施機関」に読み替えるものとする。

別記様式第14号

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援
成果目標達成状況報告書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者 殿

住所
事業実施機関
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け（番号）で交付決定通知があった〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（11）のアの（ウ）の規定に基づき取りまとめたので下記のとおり報告する。

記

1 取りまとめ結果

事業メニュー	助成者数	達成状況
漁業者グループ等導入利用タイプ		
共同利用タイプ		

2 添付資料

事業実施者から提出された別記様式第13号及び根拠となる資料及びその他のスマート水産機械等の導入による生産性の向上に関する事業実施者からの報告等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第15号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援の事業実施状況報告書について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-13-（1）の（11）のアの（エ）に基づき、別添のとおり報告します。

（別添）

〇〇年度スマート水産機械導入利用支援事業 事業実施状況報告書

1 事業実施状況

事業メニュー	助成者数 (A)
1 水産業支援サービス導入タイプ	
2 漁業者グループ等導入利用タイプ	
3 共同利用タイプ	

2 成果目標の達成状況

(1) 水産業支援サービス導入タイプ

成果目標	目標達成者数 (B)	目標達成率 (B/A)

(2) 漁業者グループ等導入利用タイプ

成果目標	目標達成者数 (B)	目標達成率 (B/A)

(3) 共同利用タイプ

成果目標	目標達成者数 (B)	目標達成率 (B/A)

3 添付資料

2の根拠となる資料及びその他のスマート水産機械等の導入による生産性の向上に関する事業実施者からの報告等の参考となる資料を添付すること。